

利用料金説明書 抜粋版  
訪問介護ステーションこもれびの里  
《指定訪問介護・指定介護予防訪問介護》

平成27年8月1日現在

1. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご利用者のご家庭に訪問し、サービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについては、(1)と(2)があります。

(1) 利用料金が介護保険から給付される場合 (介護保険負担割合証に記載されている負担割合分をご負担頂きます。)
(2) 利用料金の金額をご契約者に負担いただく場合

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、介護保険負担割合証に記載されている負担割合を差し引いた額が介護保険から給付されます。

ア. 介護保険からの給付額に変更があった場合、要介護度に変更があった場合及び介護保険負担割合に変更があった場合には、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

イ. ご利用者がいまだ要介護認定を受けていない場合、サービス利用料の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合には、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

1) サービスの概要

身体介護	入浴・排せつ・食事等の介護を行います。
入浴介助	入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く(清拭)など行います。
排泄介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
食事介助	食事の介助を行います。
体位変換	体位の変換を行います。
通院介助	通院の介助を行います。
生活援助	調理・洗濯・掃除・買い物等日常生活上の世話をを行います。 ※上記のサービスは、例えばご利用者が行う調理を訪問介護員が見守りながら一緒に行うなど、ご利用者がその有する能力を最大限活用することができるような方法によって行います。
調理	ご利用者の食事の用意を行います。(ご家族分の調理は行いません。)
洗濯	ご利用者の衣類等の洗濯を行います。(ご家族分の洗濯は行いません。)
掃除	ご利用者の居室の掃除を行います。 (ご利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。)
買い物	ご利用者の日常生活に必要な物品の買い物をを行います。 (預金・貯金の引出しや預け入れは行いません。)

ア. ご利用者に対する具体的なサービスの実施内容、実施日及び実施回数は、居宅サービス計画・介護予防サービス計画(以下「ケアプラン」という)がある場合には、それを踏まえた訪問介護計画に定められます。ただし、ご利用者の状態変化、ケアプランに位置づけられた目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することがあります。

イ. ご利用者の状態変化等により、サービス提供量が、介護予防訪問介護計画に定められた実施回数、時間数等を大幅に上回る場合には、介護予防支援事業者と調整の上、支給区分の変更、介護予防サービス計画変更又は要支援認定の変更、要介護認定の申請の援助等必要な支援を行います。

## 2) 指定訪問介護の利用料金（要介護1～5の方）

ア. それぞれのサービスについて、平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金は次のとおりです。

イ. 「サービスに要する時間」は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

ウ. 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的に必要となる時間に基づいて介護給付費体系により計算されます。

エ. 2人の訪問介護員が共同でサービスを行う必要がある場合は、ご契約者の同意のうえで、通常の利用料金の2倍の料金をいただきます。

（例）2人の訪問介護員でサービスを行う場合

①体重の重い方に対する入浴介助等の重介護サービスを行う場合

②暴力行為などが見られる方へサービスを行う場合

オ. 夜間（午後6時から午後10時）又は早朝（午前6時から午前8時）に訪問介護を行った場合は、1回につき利用料金の25%を加算した料金をいただきます。

### カ. 身体介護が中心の場合

サービスに要する時間		20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上の場合
利用料金		2,450円	3,880円	① 5,640円	①に30分を増す毎に800円を加算する
自己負担額	負担割合1割	245円	388円	② 564円	②に30分を増す毎に80円を加算する
	負担割合2割	490円	776円	③ 1,128円	③に30分を増す毎に160円を加算する。

### キ. 生活援助が中心の場合

サービスに要する時間		20分以上 45分未満	45分以上
利用料金		1,830円	2,250円
自己負担額	負担割合1割	183円	225円
	負担割合2割	366円	450円

### ク. 身体介護と生活介護の併用の場合

身体介護中心である訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助を行ったときは、20分から計算して25分を増すごとに670円（利用者負担金は67円）を加算します。但し、2,010円（利用者負担201円）を上限とします。

ケ. 加算：次の注書きに該当する場合に上記料金に加算してご負担いただきます。

注	加算種別	利用料金	サービス利用に係る自己負担額	
			負担割合1割	負担割合2割
1	初回加算（1月につき）	2,000円	200円	400円
2	緊急訪問加算（1回につき）	1,000円	100円	200円
3	生活機能向上連携加算 （1月につき）	1,000円	100円	200円
4	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき）	基本料金と各種加算の合計額の8.6%に相当する額の1割又は2割をお支払い頂きます。		

### 3) 指定介護予防訪問介護サービス利用料金（要支援1・2の方）

- ア. 利用料金は、1ヶ月ごとの定額制です。介護予防訪問計画において具体的な実施日、1回あたりの時間数や実施内容等を定め、支給区分によって次のとおりとなります。
- イ. ご利用者の体調不良や状態の改善等により介護予防訪問介護計画に定められた期日よりも利用が少なくなった場合、又は介護予防訪問介護計画に定められた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割り引き又は増額はしません。
- ウ. 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として、日割り計算は行いません。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※ 月途中で要介護度が変更となった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。

#### エ. 利用料金

支給区分	利用料金	サービス利用に係る自己負担額	
		負担割合1割	負担割合2割
I（おおむね週1回）	11,680円	1,168円	2,336円
II（おおむね週2回）	23,350円	2,335円	4,670円
III（おおむね週3回以上）	37,040円	3,704円	7,408円

#### オ. 加算

注	加算種別	利用料金	サービス利用にかかる自己負担額	
			負担割合1割	負担割合2割
1	初回加算	2,000円	200円	400円
2	生活機能向上連携加算 （1月につき）	1,000円	100円	200円
3	介護職員処遇改善加算（Ⅰ） （1月につき）	基本料金と各種加算の合計額の8.6%に相当する額の1割又は2割をお支払い頂きます。		

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の金額がご利用者の負担となります。

#### 1) サービスの概要と利用料金

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご利用者の負担となります。

## 2) 指定訪問介護の利用料金 (要介護1～5の方)

身体介護	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 (30分増す毎に)
	2,450円	3,880円	800円
生活援助	20分以上 45分未満	45分以上	
	1,830円	2,250円	

## 3) 指定介護予防訪問介護サービス利用料金 (要支援1・2の方)

支給区分	I (おおむね週1回)	II (おおむね週2回)	III (おおむね週3回以上)
利用料金	11,680円	23,350円	37,040円

ア. 買い物代行時の代金、通院同行時の診療費、薬代などご利用者にかかる支払いについては、すべてご利用者の負担となります。なお、代行の際はヘルパーが支払いに必要な料金をご利用者（またはご家族等）よりお預かりさせていただきます。

イ. 水道代・ガス代

ご利用者の自宅でサービス提供のために水道・ガスを利用した場合、その代金はご利用者の実費負担となります。

ウ. 電話代

サービス提供のためにやむを得ずご利用者宅の電話を利用した場合、その代金はご利用者の実費負担となります。